

制度概要 受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

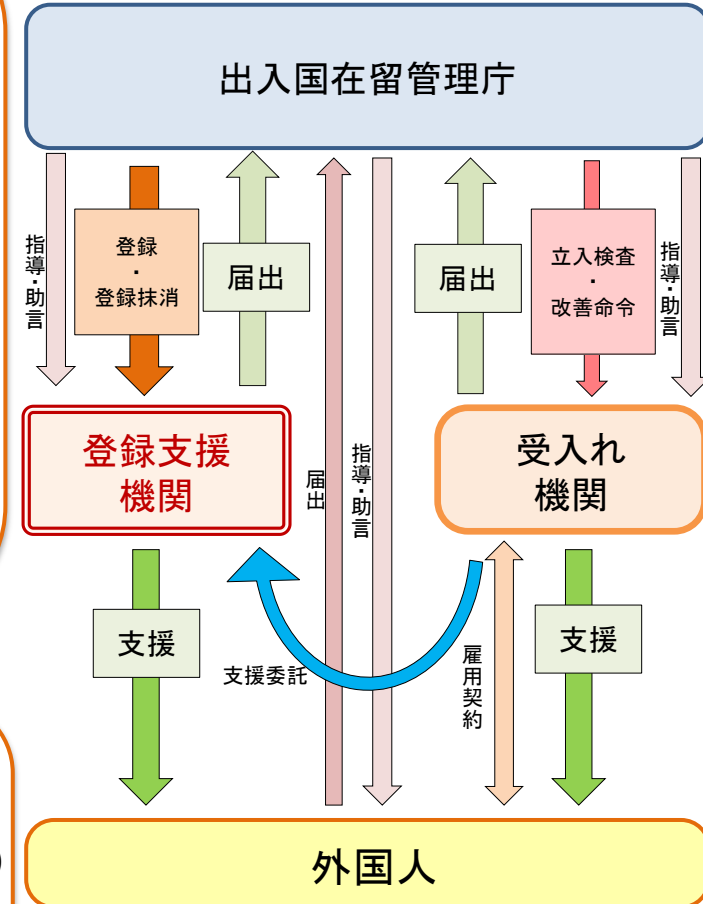
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要 就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

新規入国予定
の外国人

試験(技能・日本語)
は免除

国外試験
(技能・日本語)に合格

<技能試験>
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
<日本語試験>
・国際交流基金日本語基礎テスト
(国際交流基金)
又は
・日本語能力試験(N4以上)
(国際交流基金・日本国際教育
支援協会)
など



求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

審査

査証発給

在外公館

入国

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

留学生など

試験(技能・日本語)
は免除

試験(技能・日本語)
に合格

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
○特定技能1号で原則通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での就労開始

支援計画の概要①

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(13ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（令和7年3月11日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

総合的対応策（令和7年度改訂）（令和8年1月23日関係閣僚会議決定）

○ 悪質な仲介事業者等の排除

特定技能においては、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めることとし、必要に応じ、MOCの内容の見直しを行うとともに、MOCの作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様のMOCの作成に向けた交渉を引き続き進めている。

二国間取決めのポイント

○ 情報共有

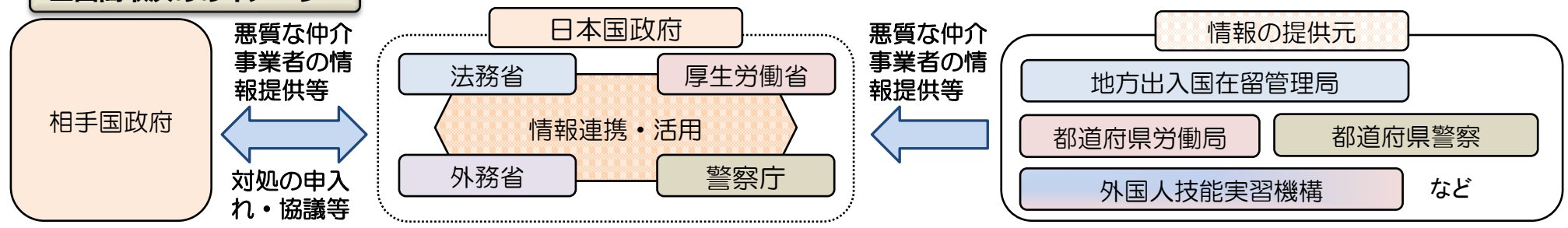
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等

○ 問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（17か国）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

特定技能外国人の受入れに関する政省令の骨子

① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
 - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など

(注)上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
 - ※分野別運用方針を反映させた形で規定

③ 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
 - ・ 18歳以上であること
 - ・ 健康状態が良好であること
 - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
 - ・ 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
 - ・ 特定技能2号:必要な技能水準 など

④ 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
 - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
 - ・ 特定技能1号の在留期間は通算(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)で5年(相当の理由があると認められる場合は6年)
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
特定技能1号 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
特定技能2号 3年、2年、1年又は6か月 など

(注) 政令により、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円、更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由について規定

特定技能外国人に関する基準

〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がある)
- ② 特定技能1号での在留期間(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)が通算して5年(相当の理由があると認められる場合は6年)に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑫-2 地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該協力要請に応じ、必要な協力をする
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

支援計画に関する基準

〈法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をする事
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）